

○学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止、対策等に関する規則

令和3(2021)年12月17日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人筑紫女学園就業規則（平成6(1994)年則第2号。以下「就業規則」という。）第19条の4の規定に基づき、学校法人筑紫女学園（以下「本学園」という。）において、学生、生徒、園児等本学園が設置する各学校に就学するすべての者（以下「学生等」という。）及び本学園と雇用関係にあるすべての教職員（役員、派遣職員を含む。以下「教職員等」という。）その他本学園との関係者が個人として尊重されるとともに、本学園の良好な教育研究活動、学習活動又は就労環境を維持することを目的とし、ハラスメントの防止、対策等について基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益若しくは損害を与え、又は個人の尊厳若しくは人格を侵害する行為をいう。

2 前項に規定するハラスメントのうち、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) セクシュアルハラスメント 就業規則第19条の3第1号の規定に該当し、相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、教育研究活動、学習活動又は就労環境を著しく損なうことをいう。
- (2) マタニティハラスメント 就業規則第19条の4第2号の規定に該当し、妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の教職員等の就業環境を害することをいう。
- (3) その他のハラスメント 就業規則第19条の4第3号の規定に該当し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる不適切な言動により、就労意欲又は就労環境を著しく悪化させるパワーハラスメント、教育研究活動、学習活動の場における地位又は権限を利用又は逸脱して行う不適切な言動により、教育研究活動又は学習活動に関する環境を著しく悪化させるアカデミック、スクール・ハラスメント、その他これに類するものをいう。

(理事長、所属長等の責務)

第3条 理事長は、この規則、関係諸規則その他関係法令に基づき、本学園のハラスメント

の防止に関し総括する。

2 所属長は、当該所属学生等及び教職員等に関するハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに関連する問題が生じた場合、適切に対処しなければならない。

3 管理監督する立場にある者は、次の各号に掲げる事項を行いハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合には所属長の指示に基づき、適切に対処しなければならない。

(1) 教職員等に対して、ハラスメントに関する注意喚起をし、その認識を深めさせること。

(2) 教職員等及び学生等の言動に十分に注意を払い、ハラスメントが生じることがないように努めること。

(教職員等の責務)

第4条 教職員等は、よりよい教育研究活動、学習活動又は就労環境を保つため、ハラスメントを行ってはならない。

(ハラスメントの対処)

第5条 所属長は、第3条第2項に規定する事項に関し、別に定めるところにより、適切に対処しなければならない。

2 ハラスメントの事案が複数の所属に関係する場合、当該所属長は連携し、ハラスメントに対処しなければならない。

(懲戒)

第6条 所属長よりハラスメントに関する報告が理事長にあり、そのハラスメントの加害者が本学園と雇用関係にある教職員の場合、就業規則第39条から第40条の2までの規定により、懲戒を行うことがある。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規則は、令和3(2021)年12月17日から施行する。

2 学校法人筑紫女学園ハラスメントの防止に関する規程(平成12年規程第10号)は廃止する。